

日光市公共施設空調設備更新事業に係る公募型プロポーザル募集要項

1. 事業概要

(1) 事業名

日光市公共施設空調設備更新事業

(2) 目的

日光市では、令和3年の「2050年ゼロカーボンシティ宣言」において、第2次日光市環境基本計画に掲げた目指すべき環境像を実現するとともに、2050年までに温室効果ガスの実質排出量をゼロにすることを宣言した。持続可能なまちづくりを推進するため、温室効果ガス排出削減を目指し、エネルギー効率の高い設備への更新を行う。その一環として、公共施設の空調設備の更新を実施する。これにより、電気料金および維持管理費の削減効果も期待でき、財政健全化に寄与することが見込まれる。

本事業は、民間事業者のノウハウを活用し、効率的かつ円滑に進めることが重要であるため、優れた提案を募集する公募型プロポーザル方式を採用し、一括で設計・施工を行うデザインビルド方式で発注するものとする。

(3) 事業の内容

本市が管理する公共施設の空調設備について、工事前の詳細な現場調査と、最適な実施設計を行い、更新工事を実施する。また、工事により発生する廃棄物に関しては、リサイクル等適正な処分を実施する。併せて、工事監理業務を行う。（詳細は、「仕様書」に記載のとおり。）

(4) 履行箇所、対象設備

①履行箇所：日光市役所西庁舎、南原出張所、今市保健福祉センター、日光市霧降スケートセンター、下原児童館

②対象設備（別紙空調設備一覧表を参照）

施設数 5施設

空調機数(参考) 58基

(5) 履行期間

契約日の翌日を第1日目として7日以内 から 令和9年3月1日まで

(6) 提案限度額

提案者は、以下に示す金額の範囲で事業内容を提案することとする。なお、下記提案限度を超えた金額で提案した場合は、その提案書を無効とし、本プロポーザルへの参加資格を失うこととする。

総額：76,263,000円

（消費税額及び地方消費税額を含む（以下、「税込み」という。））

内 訳

①委託料（調査・設計・工事監理）：4,906,000円（税込み）

調査・設計 2,948,000円（税込み）

工事監理 1,958,000円（税込み）

②工事請負費（施工）：71,357,000円（税込み）

※但し、上記金額は契約時の予定額を示すものではない。本事業に係る提案は、この提案限度額の金額を超えてはならない。

2. 応募資格等

本プロポーザルに参加するものは、参加表明書の受付期限日現在において、次に掲げる全ての要件及び実績等を満たしていなければならない。

(1) 基本要件

- ① 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと。
- ② 日光市の指名競争入札において指名停止措置を受けていないこと。
- ③ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に掲げる暴力団、同条第6号に規定する暴力団員である役職員を有する団体並びにそれらの利益となる活動について行う者でないこと。
- ④ 破産法(平成16年法律第75号)第18条の規定による破産手続きの申立てをしていないこと。
- ⑤ 会社更生法(平成14年法律第154号)の規定に基づく更生手続開始の申立てがなされていないこと。または民事再生法(平成11年法律第225号)の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。但し、会社更生法の規定による更生計画又は民事再生法の規定による再生計画について、裁判所の認可決定を受けた者を除く。
- ⑥ 国税及び地方税の滞納がない者。
- ⑦ 日光市税(日光市への納税がない場合本店所在地の自治体の市町村民税)、消費税及び地方消費税の滞納がない者。
- ⑧ 健康保険法(大正11年法律第70号)に基づく健康保険、厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)に基づく厚生年金保険及び雇用保険法(昭和49年法律第116号)に基づく雇用保険に、事業主として加入している者であること。ただし、上記保険の全部又は一部について法律で適用が除外されている者は、この限りではない。(統括役割(グループ代表者)及び施工役割を担う構成員のみ適用)
- ⑨ 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体または公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者に該当しないこと。
- ⑩ 統括役割(グループ代表者)を担う構成員は次の⑪もしくは⑫の要件を満たす企業であること。
- ⑪ 調査・設計及び施工監理役割を担う構成員は、日光市に本店を有する企業とし、日光市入札参加資格者名簿(建築関係コンサルタント業務)に登録されている企業であること。
- ⑫ 施工役割を担う構成員は、必ず管工事業として特定建設業許可を得ている者を含む管工事会社2社であること。また、本役割を担う構成員は、日光市入札参加資格者名簿(建設工事)に管工事業として登録されており、日光市に本店を有する企業とし、その代表者は管工事に係る監理技術者(監理技術者講習修了証を併せて有する者)を配置できることとする。且つその他構成員は管工事に係る国家資格を有する主任技術者を配置できることとする。

(2) 応募者の役割

応募者は本事業を行う能力を有する複数企業で構成するグループ(以下「グループ」という。)とし、構成員全てを明らかにし、以下に示す各々の役割について担当する企業を明確にすること。

① 統括役割(グループ代表者)

グループ構成員の中から代表者を1者選定し、契約等諸手続を行い事業遂行全般の責任を負う者とする。

※本業務の応募にて、目的会社での応募又は新規に設立する予定がある場合は、その目的会社の代表者又は予定代表者が統括役割(グループ代表者)として応募すること。

② 調査・設計及び工事監理役割

現地調査を実施し、その結果に基づき、空調設備の実施設計及び工事監理業務を担える者とする。

③ 施工役割

実施設計に基づき、空調設備改修工事を担える者とする。

(3) 応募者の制限等

同一の構成員が複数の役割に当たることを妨げない。ただし、前記②と③を同一構成員が兼ねることは出来ない。また、応募者の構成員が、他のグループに重複して構成員になることを禁止し、且つ応募者（構成員含む）は、提案書提出後の変更も認めない。

また、契約の締結にあたり特別目的会社等を設立することも可とする。この場合は、設立の意思及び予定がある場合は、参加表明書に明記するとともに、特別目的会社等を契約締結前までに設立すること。（既に特別目的会社が設立されている場合は定款の内容を整合させることとする。）

※設立とは、会社法（平成十七年法律第八十六号）の定めにより、法人登記の申請受付がされた時をいう。

3. スケジュール

実施内容	実施期間又は期日
実施手続き開始の公告	令和8年5月14日（木） 午前9時から
募集要項等の公表	令和8年5月14日（木） 午前9時から
参加表明書等に関する質問受付期限	令和8年5月20日（水） 午後5時まで
参加表明書等に関する質問回答	令和8年5月25日（月）
参加表明書の受付期限	令和8年5月28日（木） 午後5時まで 【資産経営課必着】
書類審査	令和8年6月 2日（火）
書類審査結果通知	令和8年6月 5日（金）以降
企画提案書の受付開始	令和8年6月10日（水）
企画提案書に関する質問受付期限	令和8年6月17日（水） 午後5時まで
企画提案書に関する質問回答	令和8年6月23日（火）
企画提案書提出期限	令和8年7月 1日（水） 午後5時まで 【資産経営課必着】
審査委員会（書類審査、ヒアリング審査）	令和8年7月 8日（水）
審査結果通知	令和8年7月13日（月）
契約	令和8年7月23日（木）

4. 参加の手続き

(1) 募集要項等の配布

① 募集要項（以下、本要項）及び仕様書の配布：令和8年5月14日（木）午前9時から（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで）

② 配布場所及び公表方法

担当部署（日光市役所財務部資産経営課公共施設マネジメント係）で配布するほか、日光市ホームページ（<https://www.city.nikko.lg.jp/>）にて公表する。

(2) プロポーザル参加申請書等の内容及び提出方法

参加希望者は、プロポーザル参加申請書、資料等（以下、参加表明書等）を提出しなければならない。なお、期限までに参加申請書等を提出しない者または参加資格要件に該当しないと認められた者は、このプロポーザルに参加することができない。

【提出書類】

① プロポーザル参加申請書（様式第1号）

- ② グループ構成表（構成者全員分）（様式第2号）
 - ③ 会社・団体概要書（構成者全員分）（様式第3号）
 - ④ 印鑑証明書（特別目的会社等を設立する場合に限る）
※発行日から3か月以内のもの、コピー可
※特別目的会社等の設立後に提出で可
 - ⑤ 法人定款（特別目的会社等を設立する場合に限る）
※特別目的会社等の設立後に提出で可
 - ⑥ 監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証の写し（該当する構成員分）
・施工役割を担う構成員のうち、専任で配置する監理技術者については、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証（表・裏）の写しを提出すること。
 - ⑦ 管工事に係る国家資格証明書の写し（該当する構成員分）
・施工役割を担う構成員のうち、専任で配置する主任技術者については、管工事に係る国家資格を有することを証明できる証明書の写しを提出すること。
- (3) 提出期限：令和8年5月28日（木）午後5時必着
※提出期限後に到着した応募書類は無効とする。
- (4) 提出場所：「13 担当部署及び問い合わせ先」のとおり
- (5) 提出方法：下記受付時間において持参又は郵送（書留郵便又は宅急便に限る。）
※持参の場合は土日及び祝日を除く午前9時～正午及び午後1時～午後5時に受け付ける。
- (6) 参加表明書等に関する質問
参加表明書等に関する質問は、質問事項を簡潔にまとめ、参加申請質問書（様式第4号）により電子メールで提出すること。なお、電子メールを送付した時はその旨を電話にて連絡すること。また電話やFAXでの質疑応答は行わないので注意すること。なお、説明会は行わない。
- ① 受付期限：令和8年5月20日（水）午後5時必着
 - ② 提出先：「13 担当部署及び問い合わせ先」に記載のメールアドレス
- (7) 参加表明書等に関する質疑に対する回答
令和8年5月25日（月）に、全参加表明者にメールで回答する。

5. 参加表明書等の結果通知

提出された参加表明書等について書類審査を行ったうえ、参加表明書提出者（グループ代表者）全員に参加資格審査結果通知書（様式第5号）を文書又は電子メールで通知する。参加資格要件を満たしている者には、プロポーザル参加指名通知書（様式第6号）により企画提案書等提出の要請を行う。なお、書類審査結果等についての問い合わせには応じない。

6. 企画提案書等の提出

企画提案書等の提出を要請された者は、仕様書に基づき次のとおり企画提案書を作成し、期限内に持参又は郵送（書留郵便又は宅急便に限る。）すること。

(1) 企画提案書の提出

- ① 提出期限：令和8年7月1日（水）午後5時必着
※提出期限後に到着した応募書類は無効とする。
- ② 提出場所：「13 担当部署及び問い合わせ先」のとおり
- ③ 提出方法：持参又は郵送によるものとし、上記提出期限必着とする。
※持参の場合は土日及び祝日を除く午前9時～正午及び午後1時～午後5時に受け付ける。
- ④ 様式の公表方法：日光市ホームページでの公表
- ⑤ 下記の様式を使用したうえで、原則としてA4判用紙を使用することとし、A3判用紙を使用する場合には、A4判サイズに折り込むこと。使用する文字は12ポイント以上とすること。枚数に制限はない。

- ア 提案書（様式第7号）
- イ 提案総括表（様式第8号）
- ウ 事業効果（様式第9号）
- エ 事業費内訳書（様式第10号）
- オ 調査・設計及び工事監理に関する提案書（様式第11号）
- カ 使用機器提案書（様式第12号）
- キ 施工及び廃棄計画書（様式第13号）
- ク その他の提案（様式第14号）

⑥ 企画提案書は1グループ1提案とする。

⑦ 企画提案書の提出部数は、紙媒体1部及び電子データ（PDF）

※電子データは必要書類及び各様式のデータ一式を格納したCD-Rを1部提出

(2) 作成要領

各提出書類を作成する際は、本要項及び仕様書を熟読したうえで作成すること。

ア 提案書（様式第7号）

指定の様式に従い記入し、統括役割（グループ代表者）を担う代表企業名で作成し実印を押印すること。

イ 提案総括表（様式第8号）

提案全体の概要を記載するとともに、創意工夫している点について記載すること。また、電気料金、CO₂の削減及び安全性などについて記載すること。

ウ 事業効果（様式第9号）

事業効果について全体を通した提案を記載すること。様式は自由（A3判又はA4判）として提出時にはA4判縦に綴じこむこと。

エ 事業費内訳書（様式第10号）

指定の様式に従い事業費内訳書を作成しその根拠となる見積書及び見積内訳書（様式任意）を添付すること。

オ 調査・設計及び工事監理に関する提案書（様式第11号）

更新対象空調設備の現状の詳細調査方法、実施設計をするうえでの留意点等、及び工事監理計画を記載すること。

カ 使用機器提案書（様式第12号）

使用機器の詳細について、機器仕様や適切な選定のポイント及び機器の製造実績及び栃木県内での納入実績などを記載すること。

キ 施工及び廃棄計画書（様式第13号）

施工にあたり、施工計画・安全管理・工程管理・品質管理・廃棄計画・技術者の配置に関し、重要と判断する事項について記載すること。また、既存空調設備の廃棄計画及びリサイクルについて記載すること。併せて施工するうえで近隣住民への配慮など工夫する提案があれば記載すること。

ク その他の提案（様式第14号）

本市が求める仕様以外の提案及び事業者が独自に提案できる内容があれば、記載すること。

※なお、本書1の(6)の提案限度額の各々の額を超える提案はできない。

(3) プロポーザルの実施内容及び提案書類の作成等に関する質問

プロポーザルの実施内容及び提案書類の作成等に関する質問は、質問事項を簡潔にまとめ、質問書（様式第15号）により電子メールで提出すること。なお、電子メールを送付した時はその旨を電話にて連絡すること。また電話やFAXでの質疑応答は行わないので注意すること。なお、説明会は行わない。

① 受付期限：令和8年6月17日（水）午後5時必着

② 提出先：「13 担当部署及び問い合わせ先」に記載のメールアドレス

(4) 企画提案書に関する質疑に対する回答

令和8年6月23日（火）に、全企画提案者にメールで回答する。

(5) 参加を辞退する場合

提案書の要請を通知された応募者が以降の参加を辞退する場合は、本事業提案書受付の締切日の前日までに提案辞退届（様式第16号）を1部、事務局に持参又は郵送（必着）で提出すること。

7. 審査について

(1) 審査基準

提出された提案書について、下記の通りプレゼンテーションを実施し、下表「審査基準」に基づき審査を行う。

(2) プレゼンテーションの実施

企画提案書について、次のとおりプレゼンテーションを実施する。

①実施日程：令和8年7月8日（水）

※詳細な時間及び場所については別途通知する

②実施時間：1事業者につき30分以内（説明15分・質疑応答15分程度）

③留意事項

- ・プレゼンテーションの順番は、提出書類を受領した順とする。
- ・プレゼンテーションの説明者は、本業務の責任者が行き、出席者数は4名までとする。
- ・プレゼンテーションは、提出された企画提案書等に基づいて説明を行うこと。追加の資料及び提案は認めない。
- ・企画提案書及びプレゼンテーションでの提案内容及び質疑応答における回答内容については、原則、すべて業務計画書または施工計画書に盛り込むこととする。
- ・参加申込者の事業に関する情報を公開することによって、権利・競争上の地位その他正当な利益を害することがあるため、本審査は非公開とする。

審査基準

評価項目		評価の視点	様式
1	提案内容	提案の具体性、実現可能性、妥当性、プロジェクト全体の整合性はとれているか。また、その他の提案はされているか。	第8号
2	コスト削減効果等	新規空調設備の導入により、温室効果ガスと電気料の削減効果は妥当であるか。	第9号
3	調査・設計	現地調査、設計方法が具体的に示されているか。また調査による施設運営への支障が最小限になるよう示されているか。	第11号
4	工程管理	事業計画のスケジュールに具体性があり、履行期間内で確実に完了可能か。	第13号
5	空調設備の選定・調達	設置する空調設備は、仕様書の性能を満たしており、品質、信頼性、安全性を十分に確保できるか。また、調達計画に実現性はあるか。	第12号
6	施工	施工計画及び施工体制等が妥当であるか、発生する廃棄物の処理に関する具体的な対応方法が示されているか。	第13号
7	提案価格	価格率(%) = 提案見積額/提案限度額	第10号

(3) 受注候補者の選定方法

日光市公共施設空調設備整備事業に係る公募型プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）において、企画提案書等の審査及び評価を行い、受注候補者を選定します。順位は、次の各号により決定するものとする。

- ① 失格者を除いた者の内、審査表（採点表）に基づき、企画提案書等の内容を審査、採点し、最高得点をつけた審査委員の数が一番多かった者を受注候補者として特定する。
- ② 最高得点をつけた審査委員が同数の場合は、審査委員の総得点が高かった者を受注候補者として選定する。
- ③ 上記②に定める総得点も同数であった場合、見積額が低い者を受注候補者として選定する。
- ④ 提案者が一者のみの場合、審査委員5名のうち、3名以上が60点以上である場合に選定する。
- ⑤ 上記①～④に関わらず、総得点が満点の60%未満の場合は候補者として選定しない。

8. 審査結果の通知

審査結果は、結果通知書（様式第17号）により全ての参加者宛て通知する。なお、審査内容に関する質問や異議は一切受け付けない。

9. 選定結果の公表

選定委員会の評価結果を公表する。また、公表の方法は日光市ホームページで行う。

10. 失格

次に掲げる事項に該当する者は、失格とする。

- (1) プロポーザルの参加資格要件を満たしていない場合
- (2) 提出書類に虚偽の内容を記載した場合
- (3) 募集要項及び仕様書に示した企画提案書等の提出に関する条件に違反した場合
- (4) 価格提案書の金額が1の(6)の提案限度額を超える場合
- (5) 評価の公平性に影響を与える行為があった場合
- (6) 評価に係る審査委員に対して、直接、間接問わず故意に接触を行った場合
- (7) その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

11. 契約手続

- (1) 契約の相手方の候補者に選定された者と日光市は契約締結の協議を行い、協議が整った後、改めて契約候補者から見積書を徴収し、日光市財務規則等の関係法令等、日光市工事請負契約約款及び日光市業務委託契約約款等の規定に基づき、契約を締結する。
- (2) 選定された候補者が、特別な事情等により契約を締結しない場合は、その理由を記載した辞退届を提出させる。この場合、次順位の者を候補者とする。
- (3) 本要項に定める関係法令、規則等の条項について、法改正等があった場合は、改正後の条項に規定するものとする。
- (4) 法改正、制度改正等による情勢の変化によっては、当該契約を変更する場合がある。
- (5) 本業務履行の結果、受注者の責に帰すべき理由により日光市に対し損害を与えた場合は、その賠償の責めを負うものとする。
- (6) 施工に係る部分については、契約保証金の納入を必要とする。ただし、保証契約の締結があれば契約保証金の納付を免除する。また、支払いについては、日光市工事請負契約約款及び日光市業務委託契約約款に基づき、前払金等ができることとする。
- (7) 本事業の契約後に、契約者が本募集要項に定める失格条項に該当していたことが明らかになった場合は、契約を解除する場合がある。

1 2. 提出書類の取扱い

- (1) 提出書類は、本プロポーザルにおける契約相手方の候補者選定以外の目的では使用しない。ただし、公文書公開請求があった場合は、日光市情報公開条例に基づき取り扱う。
- (2) 提出書類は返却しない。
- (3) 提出期限後は、提出書類の変更、差替、再提出若しくは撤回は認めない。ただし、市から指示があった場合を除く。
- (4) 市は、必要に応じて、追加資料の提出を求めることができる。
- (5) 提出書類は選考を行う作業に必要な範囲において、複製を行うことがある。
- (6) 企画提案書等の著作権は、提案者に帰属する。
- (7) 企画提案書等の作成及び提出に係る費用等、プロポーザル参加に要する経費はすべて参加者の負担とする。
- (8) 企画提案書等に含まれる著作権・特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた責任は提案者が負う。

1 3. 担当部署及び問い合わせ先

〒321-1292 栃木県日光市今市本町1番地
日光市役所財務部資産経営課公共施設マネジメント係
電話：0288-21-5132 FAX：0288-21-5137
メールアドレス：shisan-keiei@city.nikko.lg.jp